

# 新居浜市の奨励金制度

## 事業所の新設・移転・増設に関する奨励金

対象業種

建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業の一部、宿泊業、学校教育、サービス業（他に分類されないもの）の一部等

要件

- ① 新設、移転、増設のいずれかの事業であること
- ② 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業は、投下固定資産総額が10億円以上
- ③ ②以外の業種は、投下固定資産総額が5億円以上
- ④ 中小企業者については、投下固定資産総額が5,000万円以上

奨励金区分	交付要件		奨励金額	限度額
企業立地促進奨励金	大企業	新規雇用従業員 20人～	市が評価した額×5/100以内	5億円
		新規雇用従業員 0～19人	市が評価した額×2.8/100以内	
	中小企業	新規雇用従業員 10人～	市が評価した額×10/100以内	
		新規雇用従業員 0～9人	市が評価した額×5.6/100以内	
新規事業促進奨励金	新設をしたとき		市が評価した額×1.4/100以内	5,000万円
成長分野促進奨励金	成長分野に関連する事業の展開に伴う企業の立地をしたとき（環境・エネルギー、先端部素材、医療・介護・健康及び情報通信）		市が評価した額×2.8/100以内	1億円
市内企業活用奨励金	企業の立地に伴う建設工事に係る市内事業者の請負契約額が、当該建設工事に係る請負契約額の総額の1/2以上であるとき		市が評価した額に 市内企業の工事請負額の割合を 乗じた金額 ×2.8/100以内	3,000万円 又は 企業立地促進奨励金
雇用促進奨励金	企業立地に伴い新規転入雇用従業員及び配置転換従業員（ただし、いずれも無期労働契約者に限る）を3人（中小企業者は1人）以上、1年以上雇用したとき		新規転入雇用従業員 ・配置転換従業員 ×50万円以内	5,000万円

## 福利厚生施設の整備に対する奨励金

要件 企業の立地に係る操業開始前1年から操業開始後3年までの間に福利厚生施設を設置した場合（固定資産税に係る家屋の課税標準額が1,000万円以上のものに限る）

奨励金区分	交付要件	奨励金額	限度額
労働環境整備奨励金	保育施設、体育施設、休憩施設、社員住宅等を設置したとき	市が評価した額×1.4/100以内	1,000万円

## 脱炭素化の取組みを促進する奨励金

要件

大企業、中小企業の区分なく、脱炭素化に向けた設備投資に対する投下固定資産総額（償却資産の取得に限る）が2,000万円以上

奨励金区分	交付要件 (以下のいずれかによる設備投資)	奨励金額	限度額
脱炭素化取組促進奨励金	(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の認定を受けたもの (2) 省エネ法の特定事業者または国・県・市等の公的機関が実施する省エネ診断により、事業所のCO <sub>2</sub> 排出量が設備投資前と比べ10%以上削減されるもの	市が評価した額×5/100以内	2,000万円

## ICT関連の立地・サテライトオフィスの設置に対する奨励金

対象業種

通信業（IDC（インターネット・データ・センター）業に限る）、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業

奨励金区分	交付要件	奨励金額	限度額
ICT関連誘致奨励金	企業の立地に伴う新規雇用従業員及び転入配置転換従業員の合計数が2人以上のとき	事務所等賃借料（最大12月分）、事務所開設費（改装費、情報通信関連機器設置費用等）×50/100	300万円 (雇用促進奨励金の加算可)
	企業の立地に伴う新規雇用従業員及び転入配置転換従業員の合計数が2人未満のとき	事務所等賃借料（最大12月分）、事務所開設費（改装費、情報通信関連機器設置費用等）×30/100	100万円 (雇用促進奨励金の加算可)

## 用地の取得に係る奨励金

対象業種

ほぼすべての業種が対象（詳細はお問い合わせください。）

奨励金区分	交付要件	奨励金額	限度額
用地取得奨励金	市の事業用借地に立地する企業が当該用地を市から取得したとき	土地取得価格×5/100以内	3億円
	工業専用地域、工業地域、準工業地域、産業居住地区の1,000㎡以上の用地を取得し、立地したとき（市の事業用地（借地を含む。）を市から取得した時を除く。）	市が評価した額×10/100以内	

※ 市が評価した額は固定資産税課税標準額